

平成23年度福島町議会定例会

12月会議議案説明資料

議案第26号関係	福島町ふるさと暮らし応援条例の制定について	P 1
議案第27号関係	福島町農林水産業担い手支援条例の制定について……………	P 8
議案第28号関係	福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例の制定について……………	P 16
議案第29号関係	福島町課設置条例の全部改正について……………	P 18
議案第30号関係	福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について……………	P 22
議案第31号関係	福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	P 24
議案第32号関係	福島町総合開発審議会条例等の一部改正について……………	P 25
議案第33号関係	職員の給与に関する条例の一部改正について…	P 26
議案第34号関係	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	P 27
議案第35号関係	第4次福島町総合開発計画の変更について……………	P 28
議案第36号関係	福島町まちづくり行財政推進プランの変更について……………	P 37
議案第37号関係	平成23年度福島町一般会計補正予算(第8号) ・事務事業別説明資料……………	P 43

福島町

福島町ふるさと暮らし応援条例の制定について

1 制定の目的について

町では、福島町過疎地域自立促進計画において、喫緊の課題となっている高齢者の交通支援及び定住促進・少子化対策並びに人材育成などの施策を重点的に展開するため、平成22年度に過疎地域自立支援特別事業基金を創設しております。

平成24年度から当基金を活用し、ふるさと福島での暮らしを応援することで、若者等の移住や定住を促進するとともに、まちの基盤となる子供や子育てを地域全体で支援することにより、活力と魅力のある地域の再生に資することを目的に、福島町ふるさと暮らし応援条例を制定するものであります。

2 条例の概要について

定住促進や子育てなどふるさとでの暮らしを応援するため、次の事業を行うことといたします。

- (1) 福島町出産祝金交付事業
- (2) 福島町定住促進住宅等奨励事業

なお、事業の概要は、次のようになっております。

(1) 福島町出産祝金交付事業

受給対象者	奨励金等の額
ア 町内に居住し、かつ、住民登録されている者で、町に出生届を提出し、新生児を養育しているもの	ア 第1子の場合 5万円（うち町内商品券での支給割合を30%とする。）
イ 出産後も引き続き町内に定住をする旨の誓約をしたもの	イ 第2子の場合 20万円（うち町内商品券での支給割合を30%とする。）
	ウ 第3子以上の場合 100万円（うち町内商品券での支給割合を30%とする。）ただし、交付方法は3年の分割とし、第1回目を50万円、第2回目を30万円、第3回目を20万円とする。

(2) 福島町定住促進住宅等奨励事業

受給対象者	奨励金等の額
<p>ア 町内に居住し、かつ本町に住 民登録を行っている者で、アパ ートや公営住宅等に入居してい る者又は親と同居している者 で、現に住宅を所有していない で新たに延べ床面積66平方メ ートル以上の住宅を新築又は中 古住宅等を購入したもの</p> <p>イ Iターン者、Uターン者又は Jターン者で、町内に自らが定 住する目的で住宅を新築又は中 古住宅等を購入したもの</p>	<p>ア 町内建築業者の請負金額及び住 宅の購入金額（土地の取得費用を 含む。）が500万円以上1,00 0万円未満の場合 50万円（う ち町内商品券での支給割合を3 0%とする。）</p> <p>イ 町内建築業者の請負金額及び住 宅の購入金額（土地の取得費用を 含む。）が1,000万円以上の場 合 100万円（町内商品券での 支給割合を30%とする。）</p> <p>ウ 町外建築業者の請負金額及び町 外所有者からの住宅の購入金額 （土地の取得費用を含む。）が50 0万円以上1,000万円未満の 場合 25万円（うち町内商品券 での支給割合を30%とする。）</p> <p>エ 町外建築業者の請負金額及び町 外所有者からの住宅の購入金額 （土地の取得費用を含む。）が1, 000万円以上の場合 50万円 （うち町内商品券での支給割合を 30%とする。）</p>

(3) 交付申請の時期

項 目	申 請 の 時 期
出 産 祝 金	○出産の日から1月を経過した日以降
定住促進住宅 等 奨 励	○住宅の完成又は取得が完了した日
共 通 事 項	○申請期限は、奨励金等の受給資格が満たされてから1 年以内に行わなければならない。

(4) 交付の時期

項目	交付の時期
出産祝金	<p>ア 第1子及び第2子は、交付決定の日から30日以内に交付する。</p> <p>イ 第3子以上は、3年に分けて交付するものとする。その時期は、第1回目を第1子及び第2子と同様とし、第2回目を満1歳、第3回目を満2歳のそれぞれ誕生日を迎えた月に交付する。</p>
定住促進住宅等奨励	<p>ア 交付決定の日から30日以内に交付する。</p>

(5) 交付の制限

申請者が次のいずれかに該当する場合は、申請があった場合においては奨励金等を交付しないものとします。

- (ア) 本町の町税、使用料等を滞納しているとき。
- (イ) 申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。
- (ウ) 交付決定通知後に受給資格を喪失したとき。
- (エ) その他町長が適当でないと認めたとき。

(6) 奨励金等の返還基準

条例第10条において、虚偽その他不正な方法により奨励金等を受け取った場合は、交付した金額の全額又は一部返還させることを規定しております。

なお、返還にあたっての基準を規則第5条において明確に定めることとします。

該当理由	返還内容
○受給資格者が転出などの理由により、福島町に住所を有しなくなったとき	別表1による
○虚偽その他不正な方法により受け取ったと認めたとき	交付額の全額を返還
○住宅等を新築した者が、奨励金の支給を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、若しくは賃貸契約を締結し、又は世帯の全員が町外へ転出したとき	別表1による

別表 1

期 間	返還割合
3年未満	交付額の100分の100
3年以上4年未満	交付額の100分の80
4年以上5年未満	交付額の100分の50
5年以上7年未満	交付額の100分の35
7年以上10年未満	交付額の100分の20

3 平成24年度予算の概要（見込み）について

事業名	積算内訳	予算規模
福島町出産祝金 交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人目 6人×5万円=300千円 ● 2人目 4人×20万円=800千円 ● 3人目 2人×100万円=2,000千円 <p style="text-align: right;">合計 3,100千円</p>	3,100千円
定住促進住宅等 奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内新築住宅 ・ 3件×1,000千円=3,000千円 	3,000千円
合 計		6,100千円

4 施行期日について

平成24年4月1日から施行するものです。

福島町ふるさと暮らし応援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町ふるさと暮らし応援条例（平成〇〇年福島町条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 条例第4条第1号に規定する福島町出産祝金交付事業は、申請時に本町に居住し、かつ新生児を1月以上養育している者を対象とする。ただし、申請までの間に次に掲げる事由が発生した場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 出産児が死亡したとき
 - (2) 受給する権利を他に、譲渡若しくは担保に供したとき
- (交付の申請)

第3条 条例第7条に規定する交付の申請は、次の各号に定める様式に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 出産祝金交付申請書（様式第1号）
 - 添付書類 ア 世帯全員の住民票及び戸籍謄本
 - イ 町税納税証明書
 - ウ 振込先通帳の写し
 - エ その他町長が必要と認める書類
- (2) 定住促進住宅等奨励金交付申請書（様式第2号）
 - 添付書類 ア 世帯全員の住民票
 - イ 建物登記簿謄本又は建物登記事項証明書の写し
 - ウ 新築工事費用、住宅購入費用又は土地購入費用が確認できる書類
 - エ 町税納税証明書
 - ウ 振込先通帳の写し
 - オ その他町長が必要と認める書類

(奨励金等の交付通知)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、次の各号に定める様式により申請者に通知しなければならない。

- (1) 出産祝金交付通知書（様式第3号）
- (2) 定住促進住宅等奨励金交付通知書（様式第4号）

2 町長は、前項の審査の結果、不適正と認めるときは、次の各号に定める様式により申請者に通知するものとする。

- (1) 出産祝金交付申請却下通知書（様式第5号）
- (2) 定住促進住宅等奨励金交付申請却下通知書（様式第6号）

(奨励金の返還金額)

第5条 条例第4条第2項に規定する資格の取り消しとなったときの奨励金等の返還にあたっては、既に交付した奨励金の返還率は別表1に定めるところ

による。

2 条例第10条に規定する奨励金の返還金額は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条第1号該当者 交付額の全額

(2) 条例第10条第2号該当者 別表1のとおり

(返還命令)

第6条 町長は、前条の規定により返還を決定した場合は、奨励金等返還命令書(様式第7号)により、受給資格者に通知する。

(帳簿の備え付け)

第7条 町長は、奨励金等の交付事務管理に万全を期すため、奨励金等の交付台帳(様式第8号)を作成し備え付けなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

期 間	返還割合
3年未満	交付額の100分の100
3年以上4年未満	交付額の100分の80
4年以上5年未満	交付額の100分の50
5年以上7年未満	交付額の100分の35
7年以上10年未満	交付額の100分の20

※様式は省略

福島町に定住する旨の誓約書

福島町ふるさと暮らし応援条例に基づく奨励金等の交付を申請するにあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 奨励金等交付の後3年以上、福島町に生活の基盤を置きます。
- 2 奨励金等交付の後、交付の資格要件に変更を生じたときは、直ちに届出をします。
- 3 奨励金等を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保にいたしません。
- 4 次の場合においては、既に交付された奨励金等の全部又は一部について、返還命令に従い返還いたします。
 - (1) 申請書に虚偽の内容が認められた場合
 - (2) 故意に奨励措置の対象となる行為をしたと認められた場合
 - (3) 定住促進住宅等奨励金については、10年が経過しないうちに、自らが居住しなくなった場合あるいは他人に貸与又は譲渡した場合
 - (4) 不正な手段により奨励措置の適用を受けたと認められた場合

年 月 日

福島町長 様

住 所
氏 名

印

議案第27号関係

福島町農林水産業担い手支援条例の制定について

1 制定の目的について

町では、福島町過疎地域自立促進計画において、喫緊の課題となっている高齢者の交通支援及び定住促進・少子化対策並びに人材育成などの施策を重点的に展開するため、平成22年度に過疎地域自立支援特別事業基金を創設しております。

平成24年度から当基金を活用し、町における農林水産業の担い手の育成及び確保を図るため、新規就業者等を支援することにより、農林水産業の振興及び地域の活性化に資することを目的に、福島町農林水産業担い手支援条例を制定するものであります。

2 条例の概要について

農林水産業の担い手の育成及び確保を図るため、次の事業を行うことといたします。

(1) 水産業担い手支援事業

(2) 農林業担い手養成事業

なお、事業の概要は、次のようになっております。

(1) 福島町水産業担い手支援事業

受給対象者	奨励金等の額
ア 町内に居住する者で、新たに漁業資格を取得し、漁業経営をしようとするもの	ア 漁業就労奨励金 30万円
イ 町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等で、新たに漁業資格を取得しようとするもの	イ 漁業従事研修助成金 50万円
ウ 町内に居住し、既に漁業に従事している漁業後継者等で、新たに異なる漁業種類へ着手しようとするもの	ウ 住宅料支援金 月額4万円以内
	エ 漁業研修助成金 50万円を限度とし、対象額の2分の1の額(ただし、公的収入がある場合は、その額を控除した額を対象額とする。)

受給対象者	奨励金等の額
<p>エ 町内に定住する意欲のあるＩターン者、Ｕターン者又はＪターン者で、新たに漁業資格を取得して漁業経営をしようとするもの</p> <p>オ 町内に居住する漁業後継者又は新規漁業者で、漁業従事を目的に漁業研修所等で漁業技術の研修を受講するもの</p>	

(2) 農林業担い手養成事業

受給対象者	奨励金等の額
<p>ア 町内に居住する者で、新たに農林業経営を行う見込みのあるもの</p> <p>イ 町内に居住し、既に農林業に従事している農林業後継者で、今後、農林業経営を行う見込みのあるもの</p> <p>ウ 町内に定住する意思のあるＩターン者、Ｕターン者又はＪターン者で、農林業経営を行う見込みがあるもの</p>	<p>ア 農林業養成支援金 月額２０万円</p> <p>イ 住宅料支援金 月額４万円以内</p> <p>ウ 指導農家助成金 月額３万円</p> <p>エ 研修支援金 年額１５万円（年３回分）</p>

(3) 交付申請の規定

項目	申請の規定
水産業担い手支援事業	○申請は、一人１回限りとする。
農林業担い手養成事業	○申請は、１年単位とし、最大３年を限度とする。
共通事項	○申請期限は、奨励金等の受給資格が満たされてから１年以内に行わなければならない。

(4) 審査委員会の設置

町長は、奨励金等の申請があった場合は、必要に応じて審査委員会を開催することができるとしております。

なお、審査委員会の構成員は、町長、副町長、教育長及び総務課長で構成しております。

(5) 交付の制限

申請者が次のいずれかに該当する場合は、申請があった場合においても奨励金等を交付しないものとします。

- (ア) 本町の町税、使用料等を滞納しているとき。
- (イ) 申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき。
- (ウ) 交付決定通知後に受給資格を喪失したとき。
- (エ) その他町長が適当でないと認めたとき。

(6) 奨励金等の返還基準

条例第10条において、虚偽その他不正な方法により奨励金等を受けとった場合は、交付した金額を全額又は一部返還させることを規定しております。返還にあたっての基準を規則第6条において明確に定めることとします。

該当理由	返還内容
○受給資格者が転出などの理由により、福島町に住所を有しなくなったとき	別表1による
○虚偽その他不正な方法により受け取ったと認めたとき	交付額の全額を返還

別表1

期間	返還割合
3年未満	交付額の100分の100
3年以上4年未満	交付額の100分の80
4年以上5年未満	交付額の100分の50
5年以上7年未満	交付額の100分の35
7年以上10年未満	交付額の100分の20

(7) 奨励金等の返還免除

既に奨励金等を受け取ったものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した奨励金等の全部又は一部の返還を免除することができることとしております。

- ア 災害、疾病等やむを得ない理由により、漁業、農林業、就学又は研修等を継続することが困難となったとき。
- イ 交付を受けたものが死亡したとき
- ウ その他町長がやむを得ないと認めたとき

3 平成24年度予算の概要（見込み）について

事業名	積算内訳	予算規模
水産業担い手支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業就労奨励金 ・3人×300千円=900千円 ●漁業従事研修助成 ・3人×500千円=1,500千円 ●住宅料支援金 ・月額4万円×12ヶ月=480千円 ●漁業研修助成金 ・500千円×1/2=250千円 <p style="text-align: right;">合計 3,130千円</p>	3,130千円
農林業担い手養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●農林業養成支援金 ・単価8千円×25日×12ヶ月=2,400千円 ●住宅料支援金 ・月額4万円×12ヶ月=480千円 ●指導農家助成金 ・月額3万円×12ヶ月=360千円 ●研修支援金 ・1人×150千円=150千円 <p style="text-align: right;">合計 3,390千円</p>	3,390千円
合 計		6,520千円

4 施行期日について

平成24年4月1日から施行するものです。

福島町農林水産業担い手支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町農林水産業担い手支援条例（平成〇〇年福島町条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 条例第4条に規定する者で、町内に定住する旨の誓約をし、かつ、農林水産業の担い手として強い意思があると認められるもので、農林水産業の団体長から推薦書の提出があったものとする。なお、受給資格の対象となる年齢は、おおむね満45歳以下の者とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付の申請)

第3条 条例第6条に規定する交付の申請は、次の各号に定める様式に必要書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 水産業担い手支援事業

奨励措置	申請様式	添付書類
漁業就労奨励金	様式第1号	1 世帯全員の住民票 2 町税納税証明書 3 振込先通帳の写し 4 漁業経営計画書（別記第1号様式） 5 漁業協同組合代表理事の推薦書（別記第2号様式） 6 本人の誓約書（別記第3号様式）※本人が未成年者の場合は、保護者等の誓約書 7 その他町長が必要と認める書類
漁業従事研修助成金	様式第2号	1 漁業従事研修計画書（別記第4号様式） 2 指導漁業者の推薦書兼承諾書（別記第5号様式） 3 覚書（別記第6号様式） 4 その他町長が必要と認める書類

奨励措置	申請様式	添付書類
住宅料支援金	様式第3号	<ol style="list-style-type: none"> 1 入居契約書及び許可書(写) 2 入居者の住民票 3 その他町長が必要と認める書類
漁業研修助成金	様式第4号	<ol style="list-style-type: none"> 1 入校又は入所証明書(写) 2 戸籍抄本 3 漁業協同組合代表理事の推薦書(別記第7号様式) 4 本人の誓約書(別記第8号様式) ※本人が未成年者の場合は、保護者等の誓約書 5 その他町長が必要と認める書類

(2) 農林業担い手養成事業

奨励措置	申請様式	添付書類
農林業養成支援金	様式第5号	<ol style="list-style-type: none"> 1 世帯全員の住民票 2 町税納税証明書 3 振込先通帳の写し 4 農林業経営計画書(別記第9号様式) 5 農業協同組合又は森林組合代表理事の推薦書(別記第10号様式) 6 本人の誓約書(別記第11号様式) ※本人が未成年者の場合は、保護者等の誓約書 7 その他町長が必要と認める書類

奨励措置	申請様式	添付書類
住宅料支援金	様式第6号	1 入居契約書及び許可書 (写) 2 入居者の住民票 3 その他町長が必要と認める書類
指導農家助成金	様式第7号	1 指導実施計画書(別記第12号様式) 2 指導農林業者の推薦書兼承諾書(別記第13号様式) 3 覚書(別記第14号様式) 4 その他町長が必要と認める書類
研修支援金	様式第8号	1 研修計画書(別記第15号様式) 2 研修実績書(別記第16号様式) 3 その他町長が必要と認める書類

(奨励金等の交付通知)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、次の各号に定める様式により申請者に通知しなければならない。

(1) 水産業担い手支援事業

- ア. 漁業就労奨励金交付通知書(共通様式第1号)
- イ. 漁業従事研修助成金交付通知(共通様式第1号)
- ウ. 住宅支援金交付通知(共通様式第1号)
- エ. 漁業研修助成金交付通知(共通様式第1号)

(2) 農林業担い手養成事業

- ア. 農林業養成支援金交付通知(共通様式第1号)
- イ. 住宅料支援金交付通知(共通様式第1号)
- ウ. 指導農家助成金交付通知(共通様式第1号)
- エ. 研修支援金交付通知(共通様式第1号)

2 町長は、前項の審査の結果、不適正と認めるときは、次の各号に定める様式により申請者に通知するものとする。

(1) 水産業担い手支援事業

- ア. 漁業就労奨励金交付申請却下通知書(共通様式第2号)
- イ. 漁業従事研修助成金交付申請却下通知(共通様式第2号)

- ウ. 住宅支援金交付申請却下通知（共通様式第2号）
- エ. 漁業研修助成金交付申請却下通知（共通様式第2号）

(2) 農林業担い手養成事業

- ア. 農林業養成支援金交付申請却下通知（共通様式第2号）
- イ. 住宅料支援金交付申請却下通知（共通様式第2号）
- ウ. 指導農家助成金交付申請却下通知（共通様式第2号）
- エ. 研修支援金交付申請却下通知（共通様式第2号）

(届出の義務)

第5条 奨励金等を受けた者が、次に掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を町長に届出しなければならない。

- (1) 奨励金等の交付を受けた後、研修をやめたとき。
- (2) 10年以内に農林業に従事しなくなり、農林業経営をやめたとき。
- (3) 住宅支援金等を受けている期間中に、入居住宅を変更又は退去するとき。
- (4) 10年以内に漁業協同組合員を脱退したとき。

(奨励金の返還金額)

第6条 条例第4条第2項に規定する資格の取り消しとなったときの奨励金等の返還にあたっては、既に交付した奨励金の返還率は別表1に定めるところによる。

2 条例第9条に規定する奨励金の返還金額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1号該当者 交付額の全額
- (2) 条例第9条第2号該当者 別表1のとおり

(返還命令)

第7条 町長は、前条の規定により返還を決定した場合は、奨励金等返還命令書（様式第9号）により、受給資格者に通知する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

期 間	返還割合
3年未満	交付額の100分の100
3年以上4年未満	交付額の100分の80
4年以上5年未満	交付額の100分の50
5年以上7年未満	交付額の100分の35
7年以上10年未満	交付額の100分の20

※様式は省略

議案第28号関係

福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例の制定について

1 制定の目的について

重度心身障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合において、当該利用に係る料金の一部を助成することにより、重度心身障がい者等の福祉の増進に資することを目的に条例を制定するものです。

2 重度心身障がい者等タクシー料金助成に関する事業の概要について

(1) 助成対象者

障 害 区 分	等 級
下肢・体幹障害	1～3級
視覚障害	1～2級
内部障害	1級
療育手帳	A所持者

(2) 助成内容及び助成方法

函館ハイヤー事業協同組合加盟のタクシー又は福島町内において事務所を有する函館ハイヤー協会加盟のタクシーに乗車し、障害者手帳提示による割引後の基本料金分を1回分とし1か月あたり3枚とし、助成を決定した日の属する月から当該年度の3月までの月数分を一括してを交付するものとします。

なお、本条例によるほか必要な事項は、規則等で定め運用することとしております。

3 施行期日について

平成24年4月1日から施行する。

福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関する条例（平成〇〇年福島町条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、福島町重度心身障がい者等タクシー料金助成申請書（別記様式第1号）に身体障害者手帳を添えて町長に提出するものとする。

2 同条第2項の通知書は、福島町重度心身障がい者等タクシー料金助成決定通知書（別記様式第2号）とする。

(乗車券)

第3条 条例第6条第1項に規定する乗車券は、別記様式第3号による。

2 乗車券の交付枚数は1ヶ月当たり3枚とし、助成を決定した日の属する月から当該年度の3月までの月数分を一括して交付するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、重度心身障がい者等タクシー料金の助成に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

※様式は省略

福島町課設置条例の全部改正について

1 改正の目的について

町の組織機構再編については、国の地方分権の推進など時代が大きく変化する中で、町民の様々なニーズに迅速に対応するため、平成17年4月にグループ制を導入しております。

現状の課題として、人口の減少傾向を受け職員の減少が続いており、また、今後、5～10年の間に職員の大幅な世代交代が想定されております。

町では、このような状況を踏まえ、町民への福祉サービスの向上と組織の活力の低下を防ぐ目的で、平成23年8月に「福島町組織機構再編計画」を策定しております。

当計画に基づき、平成24年4月1日から新たな組織運営を図るため、福島町課設置条例の全部を改正するものです。

なお、計画の策定にあたっては、庁内の管理職を中心に各グループや職階別・職種別の意見を集約しながら、自治労福島町職員労働組合とも協議を加え、次のような作業工程で計画の取りまとめを行っております。

【作業工程表】

月	協議工程
5月	○管理職会議で福島町組織機構再編計画（たたき台）の検討 ●たたき台に対する各グループの意見を集約 ●総括主査、主査、保健師など階級・職種別にヒアリング・意見集約 ●自治労福島町職員組合に対してたたき台に対する意見を求める ●自治労福島町職員組合からたたき台に対する意見回答
6月	○管理職会議で福島町組織機構再編計画（素案）の検討
7月	○管理職会議で福島町組織機構再編計画（案）の検討
8月	○管理職会議で福島町組織機構再編計画の決定 ○三役会議で福島町組織機構再編計画の決定 ○町として福島町組織機構再編計画の決定 ●自治労福島町職員労働組合に計画書を提示

2 改正の内容について

現在、5課となっている課の構成を7課に変更するものです。なお、課の数は2課増となっておりますが、参事職のポストを廃止することで管理職の数（広域事務組合を除く）を15ポストから12ポストとし、3ポストを減ずることとしております。

改正内容については、次のようになっております。

改正前	改正後
総務課 財務課 町民課 産業課 建設課	総務課 財務課 住民生活課 保健福祉課 農林課 水産商工課 建設課

【課の事務分掌】

改正前	改正後
<p>●総務課</p> (1) 儀式及び表彰等に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 公告式及び例規に関する事項 (4) 文書の管理に関する事項 (5) 行政組織に関する事項 (6) 行政改革の推進に関する事項 (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項 (8) 広報、公聴に関する事項 (9) 交通安全及び防犯に関する事項 (10) 男女共同参画に関する事項 (11) 公用車の管理に関する事項 (12) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項 (13) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項 (14) 防災及び災害救助に関する事項 (15) 市町村合併に関する事項 (16) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項 (17) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項 (18) 地域情報化の推進に関する事項 (19) 広域行政に関する事項 (20) 土地利用の連絡調整に関する事項 (21) 統計に関する事項 (22) 他の所管に属しない事項	<p>●総務課</p> (1) 儀式及び表彰等に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 公告式及び例規に関する事項 (4) 文書の管理に関する事項 (5) 行政組織に関する事項 (6) 行政改革の推進に関する事項 (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項 (8) 広報、公聴に関する事項 (9) 交通安全及び防犯に関する事項 (10) 男女共同参画に関する事項 (11) 公用車の管理に関する事項 (12) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項 (13) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項 (14) 防災及び災害救助に関する事項 (15) 市町村合併に関する事項 (16) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項 (17) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項 (18) 地域情報化の推進に関する事項 (19) 広域行政に関する事項 (20) 土地利用の連絡調整に関する事項 (21) 統計に関する事項 (22) <u>電子計算機の管理に関する事項</u> (23) <u>定住促進及び少子化対策の総合調整に関する事項</u> (24) 他の所管に属しない事項

改正前	改正後
<p>●財務課 (1) 税の賦課及び徴収に関する事項 (2) 固定資産の評価に関する事項 (3) 予算、その他財務に関する事項 (4) <u>電子計算機の管理に関する事項</u></p>	<p>●財務課 (1) 税の賦課及び徴収に関する事項 (2) 固定資産の評価に関する事項 (3) 予算、その他財務に関する事項</p>
<p>●町民課 (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項 (2) 証明に関する事項 (3) 社会保障に関する事項 (4) 福祉事業に関する事項 (5) 国民年金に関する事項 (6) 介護保険に関する事項 (7) 保健衛生及び予防に関する事項 (8) 健康相談及び保健指導に関する事項 (9) 医療対策に関する事項 (10) 環境衛生及び公害防止に関する事項 (11) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関することを除く。)に関する事項 (12) <u>老人保健に関する事項</u></p>	<p>●住民生活課 (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項 (2) 証明に関する事項 (3) <u>旅券事務に関する事項</u> (4) 社会保障に関する事項 (5) 高齢者福祉事業に関する事項 (6) 国民年金に関する事項 (7) 環境衛生及び公害防止に関する事項 (8) <u>浄化槽に関する事項</u></p>
	<p>●保健福祉課 <u>(1) 高齢者等の安全・安心に関する事項</u> (2) 保健衛生及び予防に関する事項 <u>(3) 健康づくり及び保健指導に関する事項</u> (4) 医療対策に関する事項 <u>(5) 障害者福祉に関する事項</u> (6) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関することを除く。)に関する事項 <u>(7) 後期高齢者医療に関する事項</u> (8) 介護保険に関する事項</p>
<p>●産業課 (1) 農林畜産業に関する事項 (2) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項 (3) 商工業及び労政に関する事項 (4) 企業誘致に関する事項 (5) 観光及び自然公園に関する事項</p>	<p>●水産商工課 (1) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項 (2) 商工業及び労政に関する事項 (3) 企業誘致に関する事項 (4) 観光及び自然公園に関する事項</p>

改正前	改正後
	<p>●農林課</p> <p>(1)農林畜産業に関する事項</p> <p>(2)林道・治山に関する事項</p> <p>(3)農林施設の工事及び管理に関する事項</p>
<p>●建設課</p> <p>(1)公共土木施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(2)公共土木施設の災害復旧に関する事項</p> <p>(3)土木及び建築事業に関する事項</p> <p>(4)道路行政に関する事項</p> <p>(5)都市計画に関する事項</p> <p>(6)町営・町有住宅に関する事項</p> <p>(7)水道業務及び管理に関する事項</p> <p>(8)下水道業務及び管理に関する事項</p>	<p>●建設課</p> <p>(1)公共土木施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(2)公共土木施設の災害復旧に関する事項</p> <p>(3)土木及び建築事業に関する事項</p> <p>(4)道路行政に関する事項</p> <p>(5)都市計画に関する事項</p> <p>(6)町営・町有住宅に関する事項</p> <p>(7)水道業務及び管理に関する事項</p> <p>(8)下水道業務及び管理に関する事項</p>

3 施行期日について

平成24年4月1日から施行するものです。

議案第30号関係

福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について

1 改正の理由について

平成24年度から過疎地域自立支援特別事業基金活用事業の制度を活用し、現行の乳幼児等医療費助成事業を拡大し、高校生までの医療費を無料化することで、子育て世代の負担軽減を図り定住の促進に寄与しようとするものであります。

2 改正の主な内容について

条例の名称も含めて全部改正とし、主な改正内容は次のとおりです。

(1) 条例名の変更

現行	改正
福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例	福島町子ども医療費の助成に関する条例

(2) 対象者、助成の範囲等

現行	改正
○年齢 0歳～12歳 〔但し、小学生は入院に限る。〕	○年齢 0歳～18歳 〔高校生まで。入院・通院とも。〕
○一部負担金等 あり	○一部負担金等 なし
○所得制限 あり	○所得制限 なし

*改正後の助成対象者等の詳細

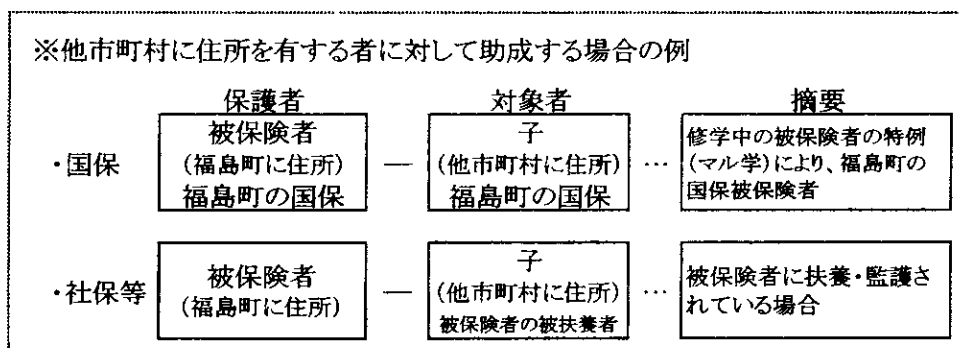
- 年齢要件 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- 在学要件 中学生までは無条件で対象。中学校修了者は高等学校在
学生が対象

対象外…規則で定める者

- 1 定時制の課程に在学する者
- 2 通信制の課程に在学する者
- 3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項第5号の学校のうち、修業年限が1年未満の課程に在学する者

- 4 自らが医療保険各法の被保険者、組合員又は世帯主となっている者
- 5 婚姻している者

○住所要件 福島町内に住所（生活の本拠）を有し、住民票に記載されている者、及び福島町内にいる世帯主、被保険者（保護者という。）の扶養・監護を受け、マル学等の対象者で他市町村に住所を有する場合であっても、生活の本拠地が福島町にある者



(3) 助成の方法

現行と同様に、原則、現物給付とする。

但し、渡島総合振興局管外で受診した場合など、現物給付ができなかった場合は保護者に対して償還払いを行うことができる。

3 新制度開始までの準備等

- 平成23年12月～3月 福祉医療システム改修
- 平成24年3月 医療機関への周知
新受給者証印刷及び対象者への配付
- 平成24年4月 新（拡大）制度開始

4 施行期日について

平成24年4月1日から施行する。

議案第31号関係

福島町組織機構再編に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 改正の目的について

福島町課設置条例（平成〇〇年福島町条例第〇〇号）の全部改正を受けて、関係条例を整理するものであります。

2 改正の内容について

(1) 福島町議会会議条例の一部改正について

「町民課、産業課」を「住民生活課、保健福祉課、農林課、水産商工課」に改めるものです。

(2) 福島町地域農政総合対策推進協議会条例の一部改正について

「産業課」を「農林課」に改めるものです。

(3) 福島町林業振興協議会条例の一部改正について

「産業課」を「農林課」に改めるものです。

3 施行期日について

平成24年4月1日から施行するものです。

議案第32号関係

福島町総合開発審議会条例等の一部改正について

1 改正の目的について

平成21年4月に福島町まちづくり基本条例を制定しておりますが、その際に「第5章財政運営」の事項において、「総合開発計画」を「総合計画」という名称で第18条に定義づけしております。

また、福島町議会基本条例の第11条第1項第1号に議決事件として、「福島町総合計画」と定めております。

一方、福島町総合開発審議会条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において、名称がいまだに「総合開発計画」となっております。

このように関連する条例間において、名称の違いが生じていることから、これらの関連条例の文言の整合性を図るため福島町総合開発審議会条例等の一部を改正するものです。

また、国のスポーツ振興法の改正により福島町総合体育館条例が一部改正され、体育指導員の名称が変更となったことを受けて、併せて関連事項を変更するものです。

2 改正の内容について

(1) 福島町総合開発審議会条例の一部改正について

条例の名称を「福島町総合計画審議会条例」に変更し、条文において、総合開発計画等となっているものを「開発」の文言を削除し、「総合計画」に統一するものです。

(2) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤の者の職名において、「総合開発審議会委員」及び「体育指導委員」となっているものを他の条例との整合性を図るため、「総合計画審議会委員」及び「スポーツ推進委員」に変更するものです。

3 施行期日について

平成24年4月1日から施行するものです。

議案第33号関係

職員の給与に関する条例の一部改正について

平成23年度の人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

1 給与改定の主な内容について

給料の改定

① 給料表の改定〔別表関係〕

50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた給料表の平均0.23%引き下げ改定

② 現給保障額の改定〔改正条例附則7関係〕

職員の給与に関する条例(平成18年条例第7号)の一部改正(附則)

平成18年4月1日の給料切替日において、その者の受ける給料額が前日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、前日に受けていた給料月額に100分の99.1(改正前99.59)を乗じて得た額に改定。

2 施行期日について

平成24年1月1日から施行する。

別表 給与改定比較表

給料表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
再任用職員以外の職員	1	135,600	135,600		185,800	185,800		222,900	222,900		261,900	261,900		289,200	289,200		320,600	320,600	
	2	136,700	136,700		187,600	187,600		224,800	224,800		264,000	264,000		291,500	291,500		322,900	322,900	
	3	137,900	137,900		189,400	189,400		226,700	226,700		266,000	266,000		293,800	293,800		325,200	325,200	
	4	139,000	139,000		191,200	191,200		228,500	228,500		268,100	268,100		296,100	296,100		327,500	327,500	
	5	140,100	140,100		192,800	192,800		230,200	230,200		270,200	270,200		298,200	298,200		329,800	329,800	
	6	141,200	141,200		194,600	194,600		232,100	232,100		272,300	272,300		300,500	300,500		331,900	331,900	
	7	142,300	142,300		196,400	196,400		234,000	234,000		274,400	274,400		302,800	302,800		334,100	334,100	
	8	143,400	143,400		198,200	198,200		235,800	235,800		276,500	276,500		305,100	305,100		336,300	336,300	
	9	144,500	144,500		200,000	200,000		237,500	237,500		278,600	278,600		307,300	307,300		338,600	338,600	
	10	145,900	145,900		201,800	201,800		239,400	239,400		280,700	280,700		309,600	309,600		340,800	340,800	
	11	147,200	147,200		203,600	203,600		241,200	241,200		282,800	282,800		311,900	311,900		343,000	343,000	
	12	148,500	148,500		205,400	205,400		243,100	243,100		284,900	284,900		314,200	314,200		345,200	345,200	
	13	149,800	149,800		207,000	207,000		244,900	244,900		287,000	287,000		316,400	316,400		347,200	347,200	
	14	151,300	151,300		208,900	208,900		246,800	246,800		289,100	289,100		318,600	318,600		349,300	349,300	
	15	152,800	152,800		210,800	210,800		248,600	248,600		291,200	291,200		320,800	320,800		351,400	351,400	
	16	154,400	154,400		212,700	212,700		250,400	250,400		293,300	293,300		323,000	323,000		353,500	353,500	
	17	155,700	155,700		214,600	214,600		252,200	252,200		295,400	295,400		325,200	325,200		355,500	355,500	
	18	157,200	157,200		216,500	216,500		254,200	254,200		297,500	297,500		327,300	327,300		357,500	357,500	
	19	158,700	158,700		218,400	218,400		256,200	256,200		299,600	299,600		329,400	329,400		359,500	359,500	
	20	160,200	160,200		220,300	220,300		258,200	258,200		301,700	301,700		331,400	331,400		361,400	361,400	
	21	161,600	161,600		222,000	222,000		260,100	260,100		303,800	303,800		333,500	333,500		363,500	363,500	
	22	164,300	164,300		223,900	223,900		262,000	262,000		305,900	305,900		335,600	335,600		365,400	365,400	
	23	166,900	166,900		225,800	225,800		263,900	263,900		308,000	308,000		337,700	337,700		367,400	367,400	
	24	169,500	169,500		227,700	227,700		265,700	265,700		310,100	310,100		339,800	339,800		369,400	369,400	
	25	172,200	172,200		229,300	229,300		267,700	267,700		312,100	312,100		341,500	341,500		371,500	371,500	
	26	173,900	173,900		231,100	231,100		269,600	269,600		314,200	314,200		343,500	343,500		373,500	373,500	
	27	175,600	175,600		232,800	232,800		271,500	271,500		316,300	316,300		345,500	345,500		375,500	375,500	
	28	177,300	177,300		234,600	234,600		273,400	273,400		318,400	318,400		347,500	347,500		377,500	377,500	
	29	178,800	178,800		236,100	236,100		275,300	275,300		320,400	320,400		349,400	349,400		379,500	379,100	△ 400
	30	180,600	180,600		237,600	237,600		277,200	277,200		322,500	322,500		351,300	351,300		381,400	380,900	△ 500
	31	182,400	182,400		239,100	239,100		279,100	279,100		324,600	324,600		353,200	353,200		383,300	382,700	△ 600
	32	184,200	184,200		240,600	240,600		281,000	281,000		326,700	326,700		355,100	355,100		385,100	384,400	△ 700
	33	185,800	185,800		242,100	242,100		282,700	282,700		328,400	328,400		357,000	357,000		386,900	386,200	△ 700
	34	187,300	187,300		243,600	243,600		284,600	284,600		330,400	330,400		358,800	358,800		388,600	387,600	△ 1,000
	35	188,800	188,800		245,100	245,100		286,500	286,500		332,500	332,500		360,600	360,600		390,300	389,200	△ 1,100
	36	190,300	190,300		246,700	246,700		288,400	288,400		334,600	334,600		362,300	362,300		392,000	390,800	△ 1,200
	37	191,600	191,600		248,000	248,000		290,100	290,100		336,500	336,500		364,200	363,800	△ 400	393,700	392,400	△ 1,300
	38	192,900	192,900		249,600	249,600		291,900	291,900		338,500	338,500		365,600	365,100	△ 500	394,900	393,600	△ 1,300
	39	194,200	194,200		251,200	251,200		293,700	293,700		340,500	340,500		367,100	366,500	△ 600	396,100	394,800	△ 1,300
	40	195,500	195,500		252,800	252,800		295,500	295,500		342,500	342,500		368,600	367,900	△ 700	397,300	396,000	△ 1,300
	41	196,900	196,900		254,200	254,200		297,400	297,400		344,400	344,400		370,100	369,400	△ 700	398,400	397,100	△ 1,300
	42	198,200	198,200		255,600	255,600		299,100	299,100		346,300	346,300		371,300	370,300	△ 1,000	399,600	398,300	△ 1,300
	43	199,500	199,500		257,000	257,000		300,800	300,800		348,200	348,200		372,500	371,400	△ 1,100	400,800	399,500	△ 1,300

職員の 区分	職務の級 号俸	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
	44	200,800	200,800		258,400	258,400		302,500	302,500		350,100	350,100		373,700	372,500	△ 1,200	402,000	400,700	△ 1,300
	45	202,000	202,000		259,700	259,700		304,200	304,200		352,000	351,600	△ 400	374,700	373,400	△ 1,300	403,000	401,400	△ 1,600
	46	203,300	203,300		261,100	261,100		305,900	305,900		353,600	353,100	△ 500	375,600	374,300	△ 1,300	403,700	402,100	△ 1,600
	47	204,600	204,600		262,500	262,500		307,600	307,600		355,200	354,600	△ 600	376,500	375,200	△ 1,300	404,400	402,800	△ 1,600
	48	205,900	205,900		263,900	263,900		309,300	309,300		356,800	356,100	△ 700	377,400	376,100	△ 1,300	405,100	403,500	△ 1,600
	49	207,100	207,100		265,200	265,200		310,600	310,600		358,500	357,800	△ 700	378,400	377,100	△ 1,300	405,900	404,200	△ 1,700
	50	208,200	208,200		266,400	266,400		312,200	312,200		359,700	358,700	△ 1,000	379,200	377,900	△ 1,300	406,600	404,900	△ 1,700
	51	209,300	209,300		267,700	267,700		313,800	313,800		360,900	359,900	△ 1,000	380,000	378,700	△ 1,300	407,300	405,600	△ 1,700
	52	210,400	210,400		269,000	269,000		315,400	315,400		362,000	360,900	△ 1,100	380,800	379,500	△ 1,300	408,000	406,300	△ 1,700
	53	211,600	211,600		270,100	270,100		317,100	317,100		363,000	361,800	△ 1,200	381,700	380,200	△ 1,500	408,800	407,100	△ 1,700
	54	212,600	212,600		271,400	271,400		318,700	318,700		364,100	362,900	△ 1,200	382,400	380,900	△ 1,500	409,500	407,800	△ 1,700
	55	213,600	213,600		272,700	272,700		320,300	320,300		365,100	363,900	△ 1,200	383,100	381,600	△ 1,500	410,200	408,500	△ 1,700
	56	214,600	214,600		274,000	274,000		321,900	321,900		366,200	365,000	△ 1,200	383,800	382,300	△ 1,500	410,900	409,200	△ 1,700
	57	215,400	215,400		275,200	275,200		323,400	323,400		367,100	365,900	△ 1,200	384,500	382,900	△ 1,600	411,600	409,800	△ 1,800
	58	216,400	216,400		276,300	276,300		324,600	324,600		367,800	366,600	△ 1,200	385,100	383,500	△ 1,600	412,300	410,500	△ 1,800
	59	217,300	217,300		277,400	277,400		325,800	325,800		368,500	367,300	△ 1,200	385,800	384,200	△ 1,600	413,000	411,200	△ 1,800
	60	218,300	218,300		278,500	278,500		327,000	327,000		369,200	368,000	△ 1,200	386,500	384,900	△ 1,600	413,700	411,900	△ 1,800
	61	219,200	219,200		279,700	279,700		328,100	327,800	△ 300	369,800	368,500	△ 1,300	387,000	385,400	△ 1,600	414,300	412,500	△ 1,800
	62	220,200	220,200		280,700	280,700		329,100	328,700	△ 400	370,500	369,100	△ 1,400	387,700	386,100	△ 1,600	415,000	413,200	△ 1,800
	63	221,200	221,200		281,700	281,700		330,000	329,500	△ 500	371,200	369,800	△ 1,400	388,400	386,800	△ 1,600	415,700	413,900	△ 1,800
	64	222,200	222,200		282,700	282,700		331,000	330,300	△ 700	371,900	370,500	△ 1,400	389,100	387,500	△ 1,600	416,400	414,600	△ 1,800
	65	223,000	223,000		283,500	283,500		331,900	331,200	△ 700	372,400	370,900	△ 1,500	389,600	388,000	△ 1,600	416,900	414,900	△ 2,000
	66	224,000	224,000		284,400	284,400		332,700	331,700	△ 1,000	373,100	371,600	△ 1,500	390,300	388,700	△ 1,600	417,500	415,500	△ 2,000
	67	225,000	225,000		285,300	285,300		333,500	332,500	△ 1,000	373,800	372,300	△ 1,500	391,000	389,400	△ 1,600	418,200	416,200	△ 2,000
	68	226,100	226,100		286,200	286,200		334,300	333,300	△ 1,000	374,500	373,000	△ 1,500	391,700	390,100	△ 1,600	418,900	416,900	△ 2,000
	69	226,900	226,900		287,200	287,200		335,200	334,100	△ 1,100	375,000	373,500	△ 1,500	392,200	390,500	△ 1,700	419,400	417,400	△ 2,000
	70	227,700	227,700		288,000	288,000		335,900	334,800	△ 1,100	375,700	374,200	△ 1,500	392,900	391,200	△ 1,700	420,100	418,100	△ 2,000
	71	228,500	228,500		288,800	288,800		336,600	335,500	△ 1,100	376,400	374,900	△ 1,500	393,600	391,900	△ 1,700	420,800	418,800	△ 2,000
	72	229,300	229,300		289,600	289,600		337,300	336,200	△ 1,100	377,100	375,600	△ 1,500	394,300	392,600	△ 1,700	421,500	419,500	△ 2,000
	73	230,100	230,100		290,400	290,400		337,800	336,700	△ 1,100	377,600	376,100	△ 1,500	394,800	392,900	△ 1,900	422,000	420,000	△ 2,000
	74	230,800	230,800		290,900	290,900		338,400	337,300	△ 1,100	378,300	376,800	△ 1,500	395,500	393,600	△ 1,900	422,700	420,700	△ 2,000
	75	231,500	231,500		291,400	291,400		339,000	337,900	△ 1,100	379,000	377,500	△ 1,500	396,200	394,300	△ 1,900	423,400	421,400	△ 2,000
	76	232,200	232,200		291,900	291,900		339,600	338,500	△ 1,100	379,700	378,200	△ 1,500	396,900	395,000	△ 1,900	424,100	422,100	△ 2,000
	77	233,000	233,000		292,300	292,000	△ 300	340,000	338,800	△ 1,200	380,200	378,600	△ 1,600	397,300	395,400	△ 1,900	424,600	422,600	△ 2,000
	78	233,800	233,800		292,700	292,400	△ 300	340,500	339,300	△ 1,200	380,800	379,200	△ 1,600	398,000	396,100	△ 1,900			
	79	234,600	234,600		293,100	292,600	△ 500	341,000	339,800	△ 1,200	381,400	379,800	△ 1,600	398,700	396,800	△ 1,900			
	80	235,400	235,400		293,500	293,000	△ 500	341,500	340,300	△ 1,200	382,000	380,400	△ 1,600	399,400	397,500	△ 1,900			
	81	236,100	236,100		293,800	293,200	△ 600	342,000	340,700	△ 1,300	382,700	380,900	△ 1,800	399,900	398,000	△ 1,900			
	82	236,800	236,800		294,200	293,500	△ 700	342,500	341,200	△ 1,300	383,300	381,500	△ 1,800	400,600	398,700	△ 1,900			
	83	237,500	237,500		294,600	293,900	△ 700	343,000	341,700	△ 1,300	383,900	382,100	△ 1,800	401,300	399,400	△ 1,900			
	84	238,200	238,200		295,000	294,200	△ 800	343,500	342,200	△ 1,300	384,500	382,700	△ 1,800	402,000	400,100	△ 1,900			
	85	239,000	239,000		295,300	294,500	△ 800	344,000	342,700	△ 1,300	385,100	383,300	△ 1,800	402,500	400,600	△ 1,900			
	86	239,700	239,700		295,700	294,800	△ 900	344,500	343,200	△ 1,300	385,700	383,900	△ 1,800						
	87	240,400	240,400		296,100	295,100	△ 1,000	345,000	343,700	△ 1,300	386,300	384,500	△ 1,800						
	88	241,100	241,100		296,500	295,500	△ 1,000	345,500	344,200	△ 1,300	386,900	385,100	△ 1,800						

職員の 区分	職務の級 号俸	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
	89	241,900	241,900		296,800	295,800	△ 1,000	345,900	344,600	△ 1,300	387,600	385,800	△ 1,800						
	90	242,400	242,400		297,200	296,200	△ 1,000	346,400	345,100	△ 1,300	388,200	386,400	△ 1,800						
	91	242,900	242,900		297,600	296,600	△ 1,000	346,900	345,600	△ 1,300	388,800	387,000	△ 1,800						
	92	243,400	243,400		298,000	297,000	△ 1,000	347,400	346,100	△ 1,300	389,400	387,600	△ 1,800						
	93	243,700	243,700		298,200	297,100	△ 1,100	347,700	346,300	△ 1,400	390,100	388,300	△ 1,800						
	94				298,600	297,500	△ 1,100	348,200	346,800	△ 1,400									
	95				299,000	297,900	△ 1,100	348,700	347,300	△ 1,400									
	96				299,400	298,300	△ 1,100	349,200	347,800	△ 1,400									
	97				299,600	298,500	△ 1,100	349,500	347,900	△ 1,600									
	98				300,000	298,900	△ 1,100	350,000	348,400	△ 1,600									
	99				300,400	299,300	△ 1,100	350,500	348,900	△ 1,600									
	100				300,800	299,700	△ 1,100	351,000	349,400	△ 1,600									
	101				301,000	299,900	△ 1,100	351,300	349,700	△ 1,600									
	102				301,400	300,300	△ 1,100	351,700	350,100	△ 1,600									
	103				301,800	300,700	△ 1,100	352,100	350,500	△ 1,600									
	104				302,200	301,100	△ 1,100	352,500	350,900	△ 1,600									
	105				302,400	301,300	△ 1,100	353,000	351,400	△ 1,600									
	106				302,800	301,600	△ 1,200	353,400	351,800	△ 1,600									
	107				303,200	302,000	△ 1,200	353,800	352,200	△ 1,600									
	108				303,600	302,400	△ 1,200	354,200	352,600	△ 1,600									
	109				303,800	302,600	△ 1,200	354,700	353,100	△ 1,600									
	110				304,200	303,000	△ 1,200	355,100	353,500	△ 1,600									
	111				304,600	303,400	△ 1,200	355,500	353,900	△ 1,600									
	112				305,000	303,700	△ 1,300	355,900	354,200	△ 1,700									
	113				305,200	303,800	△ 1,400	356,400	354,700	△ 1,700									
	114				305,600	304,200	△ 1,400												
	115				306,000	304,600	△ 1,400												
	116				306,400	305,000	△ 1,400												
	117				306,600	305,200	△ 1,400												
	118				306,900	305,500	△ 1,400												
	119				307,200	305,800	△ 1,400												
	120				307,500	306,100	△ 1,400												
	121				307,900	306,500	△ 1,400												
	122				308,200	306,800	△ 1,400												
	123				308,500	307,100	△ 1,400												
	124				308,800	307,400	△ 1,400												
	125				309,200	307,800	△ 1,400												
再任用 職員		186,300	185,800	△ 500	214,000	213,400	△ 600	258,400	257,600	△ 800	278,700	277,800	△ 900	294,300	293,200	△ 1,100	320,300	319,100	△ 1,200

22
22
22

別表 H18. 3. 31 現給保障額比較表

職員の 区分	職務の級 号俸	5級				6級				7級				8級			
		現給 保障	現行 ×0.9959	改正案 ×0.991	差額	現給 保障	現行 ×0.9959	改正案 ×0.991	差額	現給 保障	現行 ×0.9959	改正案 ×0.991	差額	現給 保障	現行 ×0.9959	改正案 ×0.991	差額
再任用 職員 以外 の 職員	1	235,000	234,036	232,885	△ 1,151	255,500	254,452	253,200	△ 1,252	274,700	273,573	272,227	△ 1,346	295,800	294,587	293,137	△ 1,450
	2	243,900	242,900	241,704	△ 1,196	264,300	263,216	261,921	△ 1,295	283,900	282,736	281,344	△ 1,392	305,800	304,546	303,047	△ 1,499
	3	252,900	251,863	250,623	△ 1,240	273,300	272,179	270,840	△ 1,339	283,300	282,138	280,750	△ 1,388	315,800	314,505	312,957	△ 1,548
	4	261,500	260,427	259,146	△ 1,281	282,400	281,242	279,858	△ 1,384	303,100	301,857	300,372	△ 1,485	326,100	324,762	323,165	△ 1,597
	5	270,000	268,893	267,570	△ 1,323	291,400	290,205	288,777	△ 1,428	312,800	311,517	309,984	△ 1,533	336,500	335,120	333,471	△ 1,649
	6	278,600	277,457	276,092	△ 1,365	300,600	299,367	297,894	△ 1,473	322,600	321,277	319,696	△ 1,581	346,800	345,378	343,678	△ 1,700
	7	287,100	285,922	284,516	△ 1,406	309,900	308,629	307,110	△ 1,519	332,500	331,136	329,507	△ 1,629	356,600	355,137	353,390	△ 1,747
	8	295,500	294,288	292,840	△ 1,448	319,100	317,791	316,228	△ 1,563	342,100	340,697	339,021	△ 1,676	366,100	364,598	362,805	△ 1,793
	9	303,900	302,654	301,164	△ 1,490	328,400	327,053	325,444	△ 1,609	351,500	350,058	348,336	△ 1,722	375,400	373,860	372,021	△ 1,839
	10	312,200	310,919	309,390	△ 1,529	337,600	336,215	334,561	△ 1,654	360,700	359,221	357,453	△ 1,768	384,700	383,122	381,237	△ 1,885
	11	320,100	318,787	317,219	△ 1,568	346,800	345,378	343,678	△ 1,700	369,700	368,184	366,372	△ 1,812	394,000	392,384	390,454	△ 1,930
	12	327,500	326,157	324,552	△ 1,605	356,000	354,540	352,796	△ 1,744	378,300	376,748	374,895	△ 1,853	403,200	401,546	399,571	△ 1,975
	13	334,900	333,526	331,885	△ 1,641	364,900	363,403	361,615	△ 1,788	386,700	385,114	383,219	△ 1,895	411,800	410,111	408,093	△ 2,018
	14	342,000	340,597	338,922	△ 1,675	373,500	371,968	370,138	△ 1,830	393,700	392,085	390,156	△ 1,929	419,700	417,979	415,922	△ 2,057
	15	347,500	346,075	344,372	△ 1,703	381,000	379,437	377,571	△ 1,866	399,200	397,563	395,607	△ 1,956	425,500	423,755	421,670	△ 2,085
	16	352,200	350,755	349,030	△ 1,725	386,500	384,915	383,021	△ 1,894	403,900	402,244	400,264	△ 1,980	431,100	429,332	427,220	△ 2,112
	17	356,200	354,739	352,994	△ 1,745	391,500	389,894	387,976	△ 1,918	408,100	406,426	404,427	△ 1,999	434,900	433,116	430,985	△ 2,131
	18	359,500	358,026	356,264	△ 1,762	394,900	393,280	391,345	△ 1,935	411,500	409,812	407,796	△ 2,016	438,500	436,702	434,553	△ 2,149
	19	362,300	360,814	359,039	△ 1,775	398,400	396,766	394,814	△ 1,952	415,200	413,497	411,463	△ 2,034	442,400	440,586	438,418	△ 2,168
	20	365,200	363,702	361,913	△ 1,789	401,800	400,152	398,183	△ 1,969	418,700	416,983	414,931	△ 2,052	446,000	444,171	441,986	△ 2,185
	21	367,700	366,192	364,390	△ 1,802	405,200	403,538	401,553	△ 1,985	422,200	420,468	418,400	△ 2,068	449,600	447,756	445,553	△ 2,203
	22	370,200	368,682	366,868	△ 1,814	408,500	406,825	404,823	△ 2,002	425,700	423,954	421,868	△ 2,086				
	23	372,700	371,171	369,345	△ 1,826	411,900	410,211	408,192	△ 2,019								
	24	375,300	373,761	371,922	△ 1,839	415,300	413,597	411,562	△ 2,035								
	25	377,800	376,251	374,399	△ 1,852												
	26	380,400	378,840	376,976	△ 1,864												
	27																
	28																
	29																
	30																
	31																
	32																

2024

議案第34号関係

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 提案の理由について

現行の乳幼児等医療費助成事業を拡大し高校生までの医療費無料化することに伴い、制度による不均等を生じさせないため、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

又、児童福祉法の改正による条文の整理も行います。

2 改正の内容について

(1) 助成の額について

18歳に達する日以降における最初の3月31日までの期間の者については受給者が負担すべき一部負担金は生じないこととしたものです。

(2) 障害の表記について

北海道の補助金交付要領において「障害」が「障がい」に変更されていることから表記を変更するものです。

(3) 条文の整理

3 施行期日について

平成24年4月1日から施行する。

議案第35号関係

第4次福島町総合開発計画の変更について

1 変更理由について

平成24年度予算編成に向けた平成23年度のローリング作業において、国の制度改正などに伴う新規登載事業や事業内容等に変更が生じた事業の整合性を図るため、第4次福島町総合開発計画における後期実施計画の内容を変更するものであります。

2 後期実施計画（H22～H26）の変更について

後期実施計画について、事業件数129件、事業総額3,362,891千円となっているものを、事業件数に21件、総事業費に493,959千円を追加し、事業件数を150件、総事業費を3,856,850千円に変更するものであります。

なお、財源の主な増減内訳では、地方債が276,000千円、町の直接の持ち出しとなる一般財源が166,012千円の増加となっております。

(1) 総事業費等の変更について

(単位：件、千円)

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
変更後	150	3,856,850	546,576	1,582,818	330,076	1,397,380
変更前	129	3,362,891	501,962	1,306,818	322,743	1,231,368
増 減	21	493,959	44,614	276,000	7,333	166,012

(2) 変更区分別の概要について

(単位：件、千円)

変更理由	区分	件数	総事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
①新規に登載となった事業	変更後	21	488,809	44,837	261,700	5,700	176,572
	変更前	0					
	増減	21	488,809	44,837	261,700	5,700	176,572
②事業費等に変更が生じた事業	変更後	28	1,440,306	226,840	623,300	33,233	556,933
	変更前	28	1,435,156	227,063	609,000	31,600	567,493
	増減	0	5,150	△223	14,300	1,633	△10,560
③事業費等に変更がない事業	変更後	101	1,927,735	274,899	697,818	291,143	663,875
	変更前	101	1,927,735	274,899	697,818	291,143	663,875
	増減	0	0	0	0	0	0
	変更後						
	変更前						
	増減						
	変更後						
	変更前						
	増減						
合計	変更後	150	3,856,850	546,576	1,582,818	330,076	1,397,380
	変更前	129	3,362,891	501,962	1,306,818	322,743	1,231,368
	増減	21	493,959	44,614	276,000	7,333	166,012

(3) 施策体系別の変更について

(単位：件、千円)

大項目	中項目	変更後		変更前		増減	
		件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費
地域を支える産業の充実	水産業の振興	10	182,247	10	182,247	-	-
	農畜産業の振興	4	40,170	4	36,643	-	3,527
	林業の振興	2	64,542	2	64,542	-	-
	商業の振興	2	76,915	2	58,915	-	18,000
	工業の振興	2	104,000	2	104,000	-	-
	観光の振興	8	81,394	8	67,394	-	14,000
	小計	28	549,268	28	511,741	-	37,527
快適な生活環境の整備	総合交通体系の整備	16	207,051	13	171,305	3	35,746
	快適な環境の整備	28	1,390,727	21	1,234,965	7	155,762
	安全な環境の整備	16	470,401	12	198,872	4	271,529
	小計	60	2,068,179	46	1,605,142	14	463,037
未来を担う人材の育成	学校教育の充実	12	477,413	12	470,458	-	6,955
	社会教育の充実	9	49,029	9	48,229	-	800
	人材育成の推進	4	52,607	2	36,700	2	15,907
	小計	25	579,049	23	555,387	2	23,662
全ての源「健康・福祉」の充実	社会福祉の充実	16	409,886	15	428,746	1	△18,860
	健康づくりの推進	4	63,558	3	60,158	1	3,400
	小計	20	473,444	18	488,904	2	△15,460
構想推進のために	行財政の運営	16	166,510	13	181,317	3	△14,807
	広域行政の推進	1	20,400	1	20,400	-	-
	小計	17	186,910	14	201,717	3	△14,807
総合計		150	3,856,850	129	3,362,891	21	493,959

(4) 平成23年度ローリング作業に伴う変更事業一覧について

①新規に登載となった事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳			
					国・道支出金	地方債	その他	一般財源
北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業	道防災無線更新	町	H24	2,430		2,300		130
役場庁舎メンテナンス調査事業	役場庁舎外壁等調査委託	町	H24	5,000				5,000
定住促進ちょっと暮らし住宅建設事業	ちょっと暮らし住宅建設 2棟、A=115㎡(1棟当たり)	町	H25 ~H26	37,000	17,400	17,600		2,000
地域再生加速事業	産業再生まちづくりフォーラム、先進地調査など	町	H23 ~H24	7,637	7,637			
地域集合施設等誘導灯LED化更新事業	誘導灯LED化135箇所	町	H24 ~H26	7,500			5,700	1,800
課税・収納事務用車両購入事業	小型ハイブリット車1台購入 (国保特別会計補助予定有)	町	H24	2,000				2,000
福祉センター屋外タンク設置事業	A重油タンク立型2,000ℓ	町	H24	1,540				1,540
重度心身障がい者等タクシー料金助成事業	重度心身障がい者等タクシー料金助成(対象者174名)	町	H24 ~H26	9,000		9,000		

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳			
					国・道支出金	地方債	その他	一般財源
いきいき健康ふくしま 21推進事業	栄養、食生活改善、身体運動、肺炎球菌予防接種（従来の事業を統合）	町	H23 ~H26	11,183		3,200		7,983
町道三岳12号線整備事業	道路改良 L=150m、W=4m	町	H24	3,000				3,000
町道館古団地6号線整備事業	道路改良 L=74m、W=4m	町	H24	4,000				4,000
町道観音橋線整備事業	道路改良 L=250m、W=3m	町	H25 ~H26	16,000				16,000
三岳団地給湯設備改修事業	給湯設備改修4棟、36戸	町	H24 ~H26	22,500				22,500
丸山団地町営住宅屋根改修事業	屋根葺替7棟、20戸	町	H24 ~H25	6,220				6,220
丸山団地町営住宅外壁塗装事業	外壁塗装4棟、8戸	町	H26	4,000				4,000
普通河川豊浜川支流護岸整備事業	積ブロック L=70m、H=3m	町	H25	2,000				2,000
普通河川板橋川土砂除去事業	土砂除去 L=120m	町	H24	5,000				5,000

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳			
					国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
塩釜地区水道配水管 移設事業	配水管移設 L=640m	町	H24 ~H25	70,000				70,000
水道事業会計システム 等更新事業	料金及び会計システム更新 パソコン機器購入 検針ハンディ機器購入3台	町	H24	9,000				9,000
上水道施設耐力度調査 事業	浄水施設の耐力度調査委託 (岩部・美山地区)	町	H24	2,000				2,000
消防救急デジタル無線 整備事業	基本設計、実施設計、デジタ ル無線基地局等整備	広域事 務組合	H24 ~H26	261,799	19,800	229,600		12,399
合計	21件			488,809	44,837	261,700	5,700	176,572

②事業費等に変更が生じた事業

(単位：千円)

事業名	区分	事業年度	事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
定住促進対策事業 (基金造成)	変更後	H22~H26	35,300		20,000	15,000	300
	変更前	H22~H26	35,000		20,000	15,000	0
	増減		300		0	0	300
福島町産業活性化サポート事業	変更後	H22~H26	2,300				2,300
	変更前	H22~H26	1,700				1,700
	増減		600				600
人材育成・人材確保対策事業(基金造成)	変更後	H22~H26	37,370		20,000	15,000	2,370
	変更前	H22~H26	35,000		20,000	15,000	0
	増減		2,370		0	0	2,370
若者の定住促進及び少子化検討プロジェクト	変更後	H23~H24	5,300		5,300		
	変更前	H23	3,000		3,000		
	増減		2,300		2,300		
果樹栽培振興事業	変更後	H22~H24	4,270		3,300		970
	変更前	H22~H24	3,743		3,600		143
	増減		527		△300		827
鳥獣被害対策事業	変更後	H22・H24	9,800	2,500	4,800		2,500
	変更前	H22	4,800		4,800		0
	増減		5,000	2,500	0		2,500
地域経済消費拡大活性化事業	変更後	H22~H25	36,000		36,000		
	変更前	H22~H23	18,000		18,000		
	増減		18,000		18,000		
地域おこし協力隊推進事業	変更後	H24~H26	21,000				21,000
	変更前	H24・H25	7,000				7,000
	増減		14,000				14,000
戸籍電算化事業	変更後	H24~H26	41,693				41,693
	変更前	H26	71,000				71,000
	増減		△29,307				△29,307
いきいき健康推進プロジェクト事業	変更後	H22	700		700		0
	変更前	H22~H26	4,100		3,900		200
	増減		△3,400		△3,200		△200
吉岡温泉健康保養センター改修事業	変更後	H22~H26	25,100	2,702			22,398
	変更前	H22~H26	48,100	2,702			45,398
	増減		△23,000	0			△23,000
ふくしま健康横網応援プロジェクト	変更後	H22	3,050	3,000			50
	変更前	H22~H26	10,833	3,000			7,833
	増減		△7,783	0			△7,783
交通安全施設事業	変更後	H22~H26	12,846	2,316		3,233	7,297
	変更前	H22~H26	7,400	2,316		1,600	3,484
	増減		5,446	0		1,633	3,813

(単位：千円)

事業名	区分	事業年度	事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
町道みどり町線 整備事業	変更後	H22~H26	25,714				25,714
	変更前	H22~H26	18,414				18,414
	増減		7,300				7,300
丸山団地町営住 宅建替事業	変更後	H22~H26	485,729	172,743	210,900		102,086
	変更前	H22~H26	508,483	175,266	214,000		119,217
	増減		Δ22,754	Δ2,523	Δ3,100		Δ17,131
各小・中学校小破 修繕事業	変更後	H22~H26	17,071	2,779			14,292
	変更前	H22~H26	11,800	2,779			9,021
	増減		5,271	0			5,271
総合体育館トレ ーニングマシー ン更新事業	変更後	H24	2,000				2,000
	変更前	H24	1,700				1,700
	増減		300				300
地域文化振興事 業	変更後	H24	4,500		4,500		
	変更前	H24	4,000		4,000		
	増減		500		500		
学校給食センタ ー改築事業	変更後	H22~H23	334,013	33,600	295,200		5,213
	変更前	H22~H23	331,963	33,600	295,200		3,163
	増減		2,050	0	0		2,050
学校給食費支援 補助事業	変更後	H22~H26	3,962				3,962
	変更前	H22~H26	4,328				4,328
	増減		Δ366				Δ366
水道メーター機 器更新事業	変更後	H22~H26	28,771				28,771
	変更前	H22~H26	27,158				27,158
	増減		1,613				1,613
老朽配水管更新 事業	変更後	H22~H26	94,948				94,948
	変更前	H22~H26	94,000				94,000
	増減		948				948
中央監視施設更 新事業	変更後	H24~H25	89,500				89,500
	変更前	H24	57,400				57,400
	増減		32,100				32,100
川原町1号線配 水管移設事業	変更後	H23	5,800				5,800
	変更前	H25	6,000				6,000
	増減		Δ200				Δ200
消防ポンプ自動 車更新事業	変更後	H24	32,000	7,200	22,600		2,200
	変更前	H24	32,000	7,400	22,500		2,100
	増減		0	Δ200	100		100
渡島西部衛生セ ンター施設解体 事業(ごみ)	変更後	H22~H26	3,157				3,157
	変更前	H22~H26	4,975				4,975
	増減		Δ1,818				Δ1,818
ごみ処理施設整 備事業	変更後	H22~H26	34,540				34,540
	変更前	H22~H26	38,022				38,022
	増減		Δ3,482				Δ3,482

議案第36号関係

福島町まちづくり行財政推進プランの変更について

1 変更理由について

第4次福島町総合開発計画における平成23年度のローリング作業において、後期実施計画が変更されたこと、また、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更を受けて、この度、これらの計画と整合性を図るため、福島町まちづくり行財政推進プランの財政推計を見直し、変更するものであります。

2 変更内容について

福島町まちづくり行財政推進プラン（計画期間：H22～H26）の「第4章 財政推計について」の項目において、主に次の事項が変更となったことを受けて、各項目の係数の整合性を図るとともに、町税及び地方交付税の平成22年度決算及び平成23年度決算見込みの状況を踏まえて、財政推計の積算基礎となる数値の見直しを行うものであります。

(1) 第4次福島町総合開発計画後期実施計画ローリングについて

事業の確実な実現を図る目的で、毎年度後期実施計画のローリング作業を行っております。この度、平成24年度予算編成に向けて、普通建設事業費等に変動が生じたので、これらの整合性を図るため修正を加えております。

(2) 議員定数及び議員歳費などの変更について

平成23年8月執行の福島町議会選挙より議員の定数が、12人から11人に変更となり、また、議員に係る歳費も変更となったことを受けて、修正を加えております。

また、国の共済年金制度の改正に伴う町議会議員の共済費等の見直しも加味しております。

(3) 福島町組織機構再編計画の策定に伴う変更について

平成24年4月から実施を計画している「福島町組織機構再編計画」において、職員の定数や管理職手当などの見直しが予定されていることから、これらの関連する事項に関しても推計に加味し、積算をしております。

第4章 財政推計について

1 現状の財政推計について

変更前	変更後
平成21年4月1日より施行された「福島町まちづくり基本条例」に基づく「財政計画の策定」は、財政計画を策定する上で財政収支の見通しが重要となることから平成22年1月時点における平成22年度から平成26年度までの財政推計を行うものです。	平成21年4月1日より施行された「福島町まちづくり基本条例」に基づく「財政計画の策定」は、財政計画を策定する上で財政収支の見通しが重要となることから平成23年10月時点における平成22年度から平成26年度までの財政推計を行うものです。

(イ) 各項目の主な推計方法

①人口について

(単位：人)

変更前	区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
	4月1日住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,398	5,303	5,151	4,997	4,895	4,694	
	国調人口	6,795	5,897					5,216				
	平成16年度の合併協議時の(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率を、平成22年3月31日の実数に乗じて算出 H17～H22は実数											
変更後	区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
	4月1日住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,398	5,303	5,120	4,973	4,857	4,682	
	国調人口	6,795	5,897					5,116				
	平成16年度の合併協議時の(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率を、平成23年3月31日の実数に乗じて算出 H17～H23は実数											

②歳入について

変更前	変更後
<p>◇町 税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税は推計人口により、固定資産税は過去3年間の伸び率による推計。 ・その他は<u>平成21年度実績及び平成22年度決算見込みに対する人口割合による推計。</u> <p>◇交付税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成22年度実績を基礎とし、平成23年度から平成26年度までは平成22年4月1日の人口5,303人を基礎とし、人口推計伸び率を基に、直近の平成22年10月1日の住民基本台帳人口の5,216人を国勢調査人口に置き換えて算定。また、単位費用を平成23年度から平成26年度の間は平成22年度の実績額を使用。</u> <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成21年度決算額及び平成22年度見込額をベースとし、以降同額として推計。</u> 	<p>◇町 税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税は推計人口により、固定資産税は過去3年間の伸び率による推計。 ・その他は<u>平成22年度実績及び平成23年度決算見込みに対する人口割合による推計。</u> <p>◇交付税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成23年度実績を基礎とし、平成24年度から平成26年度までは国勢調査の速報値5,116人で算定。また、単位費用を平成24年度から平成26年度の間は平成23年度の実績額を使用。</u> <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成22年度決算額及び平成23年度見込額をベースとし、以降同額として推計</u>

③歳出について

変更前	変更後
<p>◇人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は定員適正化計画により推計。 ・独自削減は特例期間が終了したとして推計。 ・特別職と職員の期末手当は、平成21年度人事院勧告に基づき削減を加味して推計。 ・一般職給与は、平成21年度人事院勧告に基づき推計。 ・日額賃金の臨時職員の手当は一般職等の対応に準じて一定の改善額をもって推計。 <p>(略)</p> <p>◇普通建設事業費</p> <p>「第4次総合開発計画後期実施計画」により推計。</p> <p>◇その他</p> <p>平成21年度決算額及び平成22年度見込み額をベースに増減が予想されるものを加味して推計。</p>	<p>◇人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は定員適正化計画により推計（福島町組織機構再編計画により見直し数値を適用）。 ・独自削減は特例期間が終了したとして推計。 ・特別職と職員の期末手当は、当該年度の人事院勧告を加味して推計。 ・一般職給与は、当該年度の人事院勧告及び福島町組織機構再編計画に基づき推計。 ・日額賃金の臨時職員の手当は一般職等の対応に準じて一定の改善額をもって推計。 ・議員の定数は11人とし、歳費についても平成23年7月に改訂した額で推計。 <p>(略)</p> <p>◇普通建設事業費</p> <p>「第4次総合開発計画後期実施計画」により推計。</p> <p>◇その他</p> <p>平成22年度決算額及び平成23年度見込み額をベースに増減が予想されるものを加味して推計。</p>

④財政推計表について

(単位：百万円)

区分	内 容						
変更前	区分	H22	H23	H24	H25	H26	
	歳入	3,486	3,498	3,149	3,198	3,256	
	歳出	3,486	3,627	3,206	3,353	3,416	
	うち建設費	290	672	256	419	541	
	不足額	0	△129	△57	△155	△160	
	財調基金	4/1	1,120	1,234	1,105	1,048	893
		積立	114				
		取崩		129	57	155	160
		年度末	1,234	1,105	1,048	893	733
	変更後	区分	H22	H23	H24	H25	H26
歳入		3,690	3,767	3,136	3,233	3,543	
歳出		3,594	3,767	3,245	3,446	3,698	
うち建設費		318	625	290	508	557	
不足額		97	0	△109	△213	△155	
財調基金		4/1	1,117	1,397	1,526	1,417	1,204
		積立	280	129			
		取崩			109	213	155
		年度末	1,397	1,526	1,417	1,204	1,049
増減		区分	H22	H23	H24	H25	H26
	歳入	204	269	△13	35	287	
	歳出	108	140	39	93	282	
	うち建設費	28	△47	34	89	16	
	不足額	97	△129	△52	△58	5	
	財調基金	4/1	△3	163	421	369	311
		積立	166	129			
		取崩		△129	52	58	△5
		年度末	163	421	369	311	316

※科目別財政推計表は参考資料別表1を参照

【歳入】

(単位：千円)

科 目	H 2 2 決算	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 地方税	420,640	403,119	380,046	366,775	351,698
2 地方譲与税	39,130	31,000	25,000	25,000	25,000
3 利子割交付金	1,499	1,000	1,000	1,000	1,000
4 配当割交付金	375	300	200	200	200
5 株式等譲渡所得割交付金	120	100	100	100	100
6 地方消費税交付金	53,879	50,000	50,000	50,000	50,000
7 自動車取得税交付金	8,048	5,528	6,000	6,000	6,000
8 地方特例交付金	6,937	4,653	4,653	4,653	4,653
9 地方交付税	2,017,280	1,917,479	1,818,417	1,808,987	1,765,562
普通交付税	1,781,509	1,766,113	1,667,051	1,657,621	1,614,196
特別交付税	235,771	151,366	151,366	151,366	151,366
10 交通安全対策特別交付金	0	0	0	0	0
11 分担金及び負担金	2,320	2,184	2,184	2,184	2,184
12 使用料	91,355	86,825	86,825	86,825	86,825
13 手数料	13,991	14,970	14,970	14,970	14,970
14 国庫支出金	261,985	280,847	176,862	197,412	195,754
15 道支出金	318,398	213,091	176,323	176,951	195,931
16 財産収入	17,898	18,412	18,412	18,399	18,399
17 寄附金	2,214	1,400	0	0	0
18 繰入金	2,651	8,194	127,416	236,330	178,495
うち他会計繰入金	1,691				
うち財政調整基金繰入金			109,222	212,648	154,813
うち減債基金繰入金					
うち目的基金繰入金	960	8,194	18,194	23,682	23,682
19 繰越金	70,194	96,717	0	0	0
20 諸収入	64,154	57,536	57,536	57,536	57,536
21 地方債	297,357	574,396	299,296	393,396	743,396
一般分	13,500	60,100	52,300	89,300	26,300
過疎債	59,200	367,500	100,200	157,300	570,300
減税補てん債					
臨時財政対策債	224,657	146,796	146,796	146,796	146,796
歳入計	3,690,425	3,767,751	3,245,240	3,446,718	3,697,703

【歳出】

科 目	H 2 2 決算	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 人件費	742,742	732,542	698,405	731,771	656,215
うち職員給	451,887	461,731	448,423	441,911	409,453
2 物件費	480,206	531,983	493,065	474,218	473,187
3 維持補修費	35,133	44,100	33,802	34,772	40,443
4 扶助費	232,285	247,536	247,536	247,536	247,536
5 補助費等	552,537	535,496	608,144	574,528	874,176
うち広域(衛生)	155,655	158,698	169,746	190,016	181,049
うち広域(消防)	218,816	195,747	232,916	202,901	512,823
うち広域連合(ごみ)	75,156	75,147	75,147	75,147	75,147
6 普通建設事業	317,615	624,752	289,643	507,653	557,377
うち特定財源	197,235	590,513	189,673	353,958	413,594
うち一般財源	120,380	34,239	99,970	153,695	143,783
7 災害復旧費	18,746				
8 公債費	609,915	575,903	548,202	559,797	532,326
9 積立金	322,123	160,807	11,811	1,811	1,811
うち財政調整基金	279,611	128,954			
うち目的基金	42,512	31,853	11,811	1,811	1,811
10 投資及び出資金					
11 貸付金	22,100	27,640	27,640	27,640	27,640
12 繰出金	260,306	286,992	286,992	286,992	286,992
うち国保特別会計	69,776	72,311	72,311	72,311	72,311
うち介護特別会計	85,609	86,227	86,227	86,227	86,227
うち後期高齢者医療特別会計	104,480	119,024	119,024	119,024	119,024
うち浄化槽整備特別会計	441	9,343	9,343	9,343	9,343
歳出計	3,593,708	3,767,751	3,245,240	3,446,718	3,697,703

※後期高齢者医療特別会計はH25年度より廃止の方向となっているが、新制度での負担も考えられるので、そのまま計上している。

課名・グループ名 議会事務局 議会グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P47	1 議会費	継	情報公開費	609	70	679	一般財源 70	【事業目的】議会情報の共有に関する事務（HP・中継・広報紙） 【補正事由】議会日より情報量増に伴うページ数増による 需用費70（議会日より印刷製本費）【当初：年間64ページ→補正後：年間78ページ】
	1 議会費							
	1 議会費							

課名・グループ名 総務課 総務グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・補正事由）
				補正前の額	補正額	計		
P47	2 総務費	継	町有財産管理費	5,568	790	6,358	一般財源 790	【事業目的】町有財産（公用車両を除く）の管理に係る経費 【補正事由】吉岡歯科診療所の浄化槽漏水による修繕費の追加 需用費790（修繕費）
	1 総務管理費							
	5 財産管理費							

課名・グループ名 産業課 農林グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P47	2 総務費	新	財産管理費	2,300	△ 410	1,890	道支出金 △ 154 一般財源 △ 256	【事業目的】経年劣化している農林業務活動車を更新し、農林業務の推進を図る。 【補正事由】入札減による 備品購入費△410
	1 総務管理費							
	5 財産管理費							

課名・グループ名 総務課 企画グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P47	2 総務費	継	若者の定住及び 少子化対策検討 プロジェクト事 業費	2,800	189	2,989	一般財源 189	【事業目的】若年層の人口流出に歯止めをかけるとともに、地域産業の活性化や 地域力向上及び少子化対策を図るための総合的・計画的な施策を策定する 【補正事由】福島町ふるさと暮らし応援及び農林水産業担い手支援制度パンフレット作成の ため 需用費189（印刷製本費）
	1 総務管理費							
	7 企画費							

課名・グループ名 総務課 企画グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 47	2 総務費	継	バス待合所管理 費	1,688	150	1,838	一般財源 150	【事業目的】 函館バスで運行している松前～木古内路線の福島、吉岡バス待合所の管理を行う。 【補正事由】 施設老朽化に伴う修繕費の追加 需用費150
	1 総務管理費							
	15 バス待合所管理費							
P 48	2 総務費	継	インターネット 事業費	784	91	875	一般財源 91	【事業目的】 情報通信技術の進展により、効率的な行政システムを確立し、質の高い行政サービスが提供出来るよう市内のネットワーク環境の整備を行う。 【補正事由】 給食センター建替えに伴う、既存屋外無線アンテナの移設のため 需用費91 (旧給食センター無線アンテナ移設設置等)
	1 総務管理費							
	16 電子自治体推進費							

課名・グループ名 監査委員事務局 グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 48	2 総務費	継	監査委員費	1,281	20	1,301	一般財源 20	【事業目的】 監査委員事務経費 【補正事由】 研修等出張予定変更に伴う職員旅費の追加 旅費20 (職員旅費)
	6 監査委員費							
	1 監査委員費							

課名・グループ名 町民課 福祉グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 48	3 民生費	継	障害者福祉事業 費	132,551	135	132,686	一般財源 135	【事業目的】 障害者がその有する能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付・支援を行い福祉の増進を図る。 【補正事由】 重度心身障がい者等タクシー助成制度に伴う基本料金乗車券印刷 需用費135 (印刷製本費)
	1 社会福祉費							
	1 社会福祉総務費							

課名・グループ名 町民課 住民グループ

(単位：千円)

予算書 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・補正事由)
				補正前の額	補正額	計		
P 49	3 民生費	継	児童福祉総務費	147	3,045	3,192	国庫支出金 3,045	【事業目的】子ども手当支給事務に係る経費 【補正事由】子ども手当新制度施行に伴うシステム改修のため 委託料3,045 (子ども手当システム改修委託料)
	2 児童福祉費							
	1 児童福祉総務費							
P 49	3 民生費	継	学童保育費	6,331	617	6,948	その他 112 一般財源 505	【事業目的】学童保育の運営に係る経費 【補正事由】指導員体制の変更に伴う指導員賃金等の増 共済費258 (社会保険料) 賃金359 (臨時指導員賃金)
	2 児童福祉費							
	4 学童保育費							

課名・グループ名 町民課 福祉グループ

(単位：千円)

議 案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 49	4 衛生費	継	医療対策費	6,430	1,984	8,414	一般財源 1,984	【事業目的】乳幼児等の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進を 図る。 【補正事由】乳幼児等医療助成制度改正に伴うシステム改修費等 需用費199 (印刷製本費)、委託料1,785 (福祉医療システム改修委託料)
	1 保健衛生費							
	5 医療対策費							

課名・グループ名 財務課 財務グループ

(単位：千円)

議 案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 50	4 衛生費	継	広域事務組合費	158,698	△ 36	158,662	一般財源 △ 36	【事業目的】渡島西部広域事務組合 (衛生部門) 負担金 【補正事由】給与改定に伴う人件費負担分の減 負担金・補助及び交付金△36
	2 清掃費							
	2 広域事務組合費							

課名・グループ名 産業課 農林グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 50	6 農林水産費	新	鳥獣被害対策費	0	189	189	道支出金 154	【事業目的】鳥類による農作物に対する農業被害抑制及び農業生産所得の確保対策 【補正事由】鳥獣被害軽減のための機器購入（電子防鳥機購入） 備品購入費189
	1 農業費						一般財源 35	
	3 農業振興費							
P 50	6 農林水産費	継	熊等による被害対策費	1,519	472	1,991	道支出金 30	【事業目的】農林被害の防止及び住民の安心できる生活環境の確保 【補正事由】エゾシカ被害防止緊急対策としての駆除実施のため 賃金302、報償費170
	2 林業費						一般財源 442	
	4 熊等による被害対策費							

課名・グループ名 建設課 建設グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 51	8 土木費	継	町営住宅整備事業費	4,400	1,000	5,400	一般財源 1,000	【事業目的】町営住宅の維持補修に係る経費 【補正事由】町営住宅の維持補修費の増 需用費1,000（小破修繕費）
	5 住宅費							
	1 住宅管理費							

課名・グループ名 財務課 財務グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	計		
P 51	9 消防費	継	広域事務組合費	195,747	1,787	197,534	一般財源 1,787	【事業目的】渡島西部広域事務組合（消防部門）負担金 【補正理由】東日本大震災に係る市町村消防団員公務災害補償等共済負担金追加及び給与改定分 負担金・補助及び交付金1,787
	1 消防費							
	2 広域事務組合費							

課名・グループ名 教育委員会 学校教育 グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P51	10 教育費	継	学校管理費	10,307	0	10,307	国庫支出金 507	【事業目的】学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理事業 【補正事由】財源繰替えによる
	3 中学校費						一般財源 △ 507	
	1 学校管理費							

課名・グループ名 教育委員会 学校給食 グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P52	10 教育費	継	学校給食センター費	21,822	640	22,462	一般財源 640	【事業目的】児童生徒への安心安全な学校給食の提供事業 【補正事由】新センターの稼働に伴う運営経費の増 需用費274（燃料費△916、光熱水費1,190）、委託料366(除排雪委託料)
	6 保健体育費							
	3 学校給食センター費							
		継	施設維持管理費	1,661	51	1,712	一般財源 51	【事業目的】学校給食センターの小破修繕 【補正事由】新センター稼働に伴う施設維持費の増 委託料51(電気保安業務委託料)

課名・グループ名 財務課 財務 グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P52	12 諸支出金	継	繰出金	177,590	537	178,127	一般財源 537	【事業目的】各特別会計への一般会計負担分 【補正理由】国保会計繰出分 171、介護会計繰出分 366 繰出金 537
	2 特別会計繰出金							
	1 繰出金							

課名・グループ名

総務課

総務グループ

(単位：千円)

議案 ページ	款・項・目	新 継	事務・事業予算名	予 算 額			財 源 内 訳	説明（事業の目的・主な増減）
				補正前の額	補正額	計		
P53	13 職員給与費	継	職員給与費	689,163	△ 242	688,921	一般財源 △ 242	【事業目的】正職員（特別職、一般職）の給与等（給料・手当・共済費）
	1 職員給与費						【補正事由】給与改定のため	
	1 職員給与費						給料△232、職員手当△10	

○政策等(計画・事業)調書〔新規用〕

事業名	児童福祉総務費(子ども手当システム改修事業)	グループ名		住民グループ																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">歳出科目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> <tr> <td>款</td> <td>3</td> <td>民生費</td> </tr> <tr> <td>項</td> <td>2</td> <td>児童福祉費</td> </tr> <tr> <td>目</td> <td>1</td> <td>児童福祉総務費</td> </tr> <tr> <td>節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>報 酬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>給 料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職員手当等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>共 済 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害補償費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>恩給及び退職金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>賃 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>報 償 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>旅 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>交 際 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>需 用 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>役 務 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>委 託 料</td> <td>3,045</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>使用料及び賃借料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>工事請負費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>原 材 料 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>公有財産購入費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>備 品 購 入 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>負担金補助及び交付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>扶 助 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>貸 付 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>補償補填及び賠償金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>償還金利子及び賠償金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>投資及び出資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>積 立 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>寄 付 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>公 課 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>繰 出 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>3,045</td> </tr> </table>		歳出科目		金額(千円)	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	1	児童福祉総務費	節			1	報 酬		2	給 料		3	職員手当等		4	共 済 費		5	災害補償費		6	恩給及び退職金		7	賃 金		8	報 償 費		9	旅 費		10	交 際 費		11	需 用 費		12	役 務 費		13	委 託 料	3,045	14	使用料及び賃借料		15	工事請負費		16	原 材 料 費		17	公有財産購入費		18	備 品 購 入 費		19	負担金補助及び交付金		20	扶 助 費		21	貸 付 金		22	補償補填及び賠償金		23	償還金利子及び賠償金		24	投資及び出資金		25	積 立 金		26	寄 付 金		27	公 課 費		28	繰 出 金		合計		3,045	<p>1 政策等の発生源(目的、期待される効果)</p> <p>目的～ 現行子ども手当システムの改修を行い、新制度後の事務に対応する。 効果～ 新制度における認定・支給事務の正確性とスピード化が図られる。</p> <p>2 検討した他の政策等の内容</p> <p>なし</p> <p>3 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>なし</p> <p>4 総合計画等における根拠又は位置づけ</p> <p>①総合計画記載の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (無の場合は理由) 子ども手当特別措置法施行に伴うシステムの改修。</p> <table border="1"> <tr> <td>大項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 関係ある法令及び条例等</p> <p>法令 <input type="radio"/> 条例 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/></p> <p>子ども手当特別措置法</p> <p>6 時限について</p> <p>①事業期間 平成23年度 ～</p> <p>②時限設定</p> <p>・事業見直し年次 ()年度予算編成時 ・事業終了年次 ()年度事業終了</p> <p>7 将来にわたる政策等のコスト (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td></td> <td>3,045</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				大項目		中項目		小項目		年度	H22	H23	H24	H25	H26	予算額		3,045			
歳出科目		金額(千円)																																																																																																																											
款	3	民生費																																																																																																																											
項	2	児童福祉費																																																																																																																											
目	1	児童福祉総務費																																																																																																																											
節																																																																																																																													
1	報 酬																																																																																																																												
2	給 料																																																																																																																												
3	職員手当等																																																																																																																												
4	共 済 費																																																																																																																												
5	災害補償費																																																																																																																												
6	恩給及び退職金																																																																																																																												
7	賃 金																																																																																																																												
8	報 償 費																																																																																																																												
9	旅 費																																																																																																																												
10	交 際 費																																																																																																																												
11	需 用 費																																																																																																																												
12	役 務 費																																																																																																																												
13	委 託 料	3,045																																																																																																																											
14	使用料及び賃借料																																																																																																																												
15	工事請負費																																																																																																																												
16	原 材 料 費																																																																																																																												
17	公有財産購入費																																																																																																																												
18	備 品 購 入 費																																																																																																																												
19	負担金補助及び交付金																																																																																																																												
20	扶 助 費																																																																																																																												
21	貸 付 金																																																																																																																												
22	補償補填及び賠償金																																																																																																																												
23	償還金利子及び賠償金																																																																																																																												
24	投資及び出資金																																																																																																																												
25	積 立 金																																																																																																																												
26	寄 付 金																																																																																																																												
27	公 課 費																																																																																																																												
28	繰 出 金																																																																																																																												
合計		3,045																																																																																																																											
大項目																																																																																																																													
中項目																																																																																																																													
小項目																																																																																																																													
年度	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																								
予算額		3,045																																																																																																																											
8	上記の財源内訳	金額(千円)	補助金等の名称	補助率等	算定計算式																																																																																																																								
	国庫支出金	3,045	子育て支援対策事業費補助金	10/10																																																																																																																									
	道支出金																																																																																																																												
	地方債																																																																																																																												
	その他																																																																																																																												
	一般財源																																																																																																																												
	計	3,045																																																																																																																											
※	将来のコスト計算	説 明																																																																																																																											
	①各年度の事業費	H23年度:3,045千円																																																																																																																											
	②ランニングコスト																																																																																																																												
	③公債費																																																																																																																												
	④その他																																																																																																																												

○政策等(計画・事業)調書〔新規用〕

事業名	医療対策費(福祉医療システム改修事業)	グループ名	福祉グループ																																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">歳出科目</th> <th rowspan="2">金額(千円)</th> </tr> <tr> <th>款</th> <th>項</th> </tr> <tr> <td>4</td> <td>衛生費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>保健衛生費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>医療対策費</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">節</th> <th>金額(千円)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>報酬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>給料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職員手当等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>共済費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害補償費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>恩給及び退職金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>報償費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>交際費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>需用費</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>役務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>委託料</td> <td>1,785</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>使用料及び賃借料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>工事請負費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>原材料費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>公有財産購入費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>備品購入費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>負担金補助及び交付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>扶助費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>貸付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>補償補填及び賠償金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>償還金利子及び賠償金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>投資及び出資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>寄付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>公課費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>繰出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>1,984</td> </tr> </table>		歳出科目		金額(千円)	款	項	4	衛生費		1	保健衛生費		5	医療対策費		節		金額(千円)	1	報酬		2	給料		3	職員手当等		4	共済費		5	災害補償費		6	恩給及び退職金		7	賃金		8	報償費		9	旅費		10	交際費		11	需用費	199	12	役務費		13	委託料	1,785	14	使用料及び賃借料		15	工事請負費		16	原材料費		17	公有財産購入費		18	備品購入費		19	負担金補助及び交付金		20	扶助費		21	貸付金		22	補償補填及び賠償金		23	償還金利子及び賠償金		24	投資及び出資金		25	積立金		26	寄付金		27	公課費		28	繰出金		合計		1,984	<p>1 政策等の発生源(目的、期待される効果)</p> <p>目的～ 乳幼児等の医療費の助成をすることにより、健康の保持及び福祉の増進を図る。</p> <p>効果～乳幼児及び児童並びに生徒の健康維持が図られる。</p> <p>2 検討した他の政策等の内容</p> <p>なし</p> <p>3 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>先進自治体の制度等を参考とした。</p> <p>4 総合計画等における根拠又は位置づけ</p> <p>①総合計画登載の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (無の場合は理由)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">体系</td> <td>大項目</td> <td rowspan="3">23年度中での追加変更予定</td> </tr> <tr> <td>中項目</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> </tr> </table> <p>5 関係ある法令及び条例等</p> <table border="1"> <tr> <td>法令</td> <td>条例</td> <td><input type="radio"/> その他</td> </tr> </table> <p>福島町乳幼児等医療費の助成に関する条例。</p> <p>6 時限について</p> <p>①事業期間 平成23年度 ～</p> <p>②時限設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業見直し年次 ()年度予算編成時 ・事業終了年次 ()年度事業終了 <p>7 将来にわたる政策等のコスト (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td></td> <td>1,984</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	体系	大項目	23年度中での追加変更予定	中項目	小項目	法令	条例	<input type="radio"/> その他	年度	H22	H23	H24	H25	H26	予算額		1,984			
歳出科目		金額(千円)																																																																																																																												
款	項																																																																																																																													
4	衛生費																																																																																																																													
1	保健衛生費																																																																																																																													
5	医療対策費																																																																																																																													
節		金額(千円)																																																																																																																												
1	報酬																																																																																																																													
2	給料																																																																																																																													
3	職員手当等																																																																																																																													
4	共済費																																																																																																																													
5	災害補償費																																																																																																																													
6	恩給及び退職金																																																																																																																													
7	賃金																																																																																																																													
8	報償費																																																																																																																													
9	旅費																																																																																																																													
10	交際費																																																																																																																													
11	需用費	199																																																																																																																												
12	役務費																																																																																																																													
13	委託料	1,785																																																																																																																												
14	使用料及び賃借料																																																																																																																													
15	工事請負費																																																																																																																													
16	原材料費																																																																																																																													
17	公有財産購入費																																																																																																																													
18	備品購入費																																																																																																																													
19	負担金補助及び交付金																																																																																																																													
20	扶助費																																																																																																																													
21	貸付金																																																																																																																													
22	補償補填及び賠償金																																																																																																																													
23	償還金利子及び賠償金																																																																																																																													
24	投資及び出資金																																																																																																																													
25	積立金																																																																																																																													
26	寄付金																																																																																																																													
27	公課費																																																																																																																													
28	繰出金																																																																																																																													
合計		1,984																																																																																																																												
体系	大項目	23年度中での追加変更予定																																																																																																																												
	中項目																																																																																																																													
	小項目																																																																																																																													
法令	条例	<input type="radio"/> その他																																																																																																																												
年度	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																									
予算額		1,984																																																																																																																												
8	上記の財源内訳	金額(千円)	補助金等の名称	補助率等	算定計算式																																																																																																																									
	国庫支出金																																																																																																																													
	道支出金																																																																																																																													
	地方債																																																																																																																													
	その他																																																																																																																													
	一般財源	1,984																																																																																																																												
	計	1,984																																																																																																																												
※	将来のコスト計算	説 明																																																																																																																												
	①各年度の事業費	H23年度:1,984千円																																																																																																																												
	②ランニングコスト																																																																																																																													
	③公債費																																																																																																																													
	④その他																																																																																																																													